

# 金融・商事判例

## The Financial and Business Law Precedents

金融・商事判例の紹介と研究

2011年11月1日号 **No.1377**

### 重要判例紹介

- 1 いわゆる「未公開株式」が売買された場合と当該株式を発行した株式会社の買主に対する損害賠償責任の有無 (積極)
  - 2 いわゆる「未公開株式」が売買された場合と当該株式を発行した株式会社の代表取締役の買主に対する損害賠償責任の有無 (積極)
 (東京高判平成23・9・14) ..... 16
- 1 いわゆる「組合債」を発行して病院を運営していた協同組合の経営が破綻して組合債の償還が不能となった場合と当該組合の理事長・理事ないし当該病院の病院長の当該組合債を購入した組合員に対する損害賠償責任の有無 (消極)
  - 2 いわゆる「組合債」を発行してその調達金で借入金の弁済をしていた協同組合の経営が破綻して組合債の償還が不能となった場合と当該組合から貸付金の弁済を受けていた取引銀行の当該組合債を購入した組合員に対する不当利得返還義務の有無 (消極)
 (東京高判平成23・7・27) ..... 30
- 土地の競売手続において民法389条の規定に基づき一括競売の対象とされた建物の所有者の当該土地に対する商事留置権が成立するとして買受人が当該商事留置権を引き受けることを前提にいわゆる「無剰余」を理由として競売手続を取り消した執行裁判所の決定が抗告審において取り消された事例
 (大阪高決平成23・6・7) ..... 43
- 1 家庭用総合自動車保険の保険契約者が契約自動車を運転中に事故が発生した場合といわゆる「酒気帯び免責条項」の適否 (積極)
  - 2 年金払交通事故傷害保険の保険契約者兼被保険者が自動車を運転中に事故が発生した場合といわゆる「酒酔い免責条項」の適否 (消極)
 (東京地判平成23・3・16) ..... 49
- 競売不動産の元所有者の買受人に対する固定資産税等の日割精算額の不当利得返還請求が否定された事例
 (大阪地判平成23・2・7) ..... 56
- ▶ 金判SUPPLEMENT Vol.35 ..... 14

- 商事法判例研究
- 会社分割が詐害行為に当たるとしてその取消を認めた第1審判決が是認された事例  
 ——ユニ・ビーアール事件  
 ——東京高判平成22・10・27本誌1355号42頁—— ..... 大阪大学教授 山下眞弘 ..... 2
- 民事法判例研究
- 1 吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格(ナカリセバ価格)をいう
  - 2 吸収合併等による企業価値の増加も毀損もなく、吸収合併等が消滅株式会社等の株式の価値に変動をもたらさない場合に、株式買取請求がされた日における市場株価等を用いて「公正な価格」を定めることは、裁判所の合理的裁量の範囲内にある  
 ——棄天対TBS株式買取価格決定申立事件最高裁決定——  
 ——最三決平成23・4・19裁時1530号109頁、本誌1375号16頁—— ..... 弁護士 奈良輝久 ..... 7
- 金融商事の目録
- 西武鉄道事件最高裁判決が金融商品取引法第21条の2の解釈に与える影響  
 ..... 二重橋法律事務所/弁護士 大塚和成 ..... 1

## No.3 糖尿病に罹患していた保険契約者兼被保険者が自動車を運転中に交通事故を惹起して死亡した場合と保険約款所定の疾病免責条項の適否 (消極)

平成23・9・28札幌地裁民事第1部判決、平成22年(ワ)第2165号保険金請求事件、請求一部認容【確定】  
 <単独：鳥居俊一裁判官>

**【判示事項】** 糖尿病に罹患していた保険契約者兼被保険者である甲が自動車を運転中に交通事故を惹起して死亡した場合において、保険約款所定の疾病免責条項が適用されるためには、甲の死亡の直接の原因が当該事故であることが明らかである以上、保険者である乙において、甲の特定の疾病による特定の症状のために当該事故が惹起されたことを主張立証する必要があると解するのが相当であるところ、当該事故直前、甲が気を失っていた可能性は否定できないもの、それが糖尿病に伴う低血糖による発作であったなどとは認められない判示の事実関係の下においては、当該事故について疾病免責条項が適用することはできない。

**【当事者】** X(個人) 対 Y(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

**【事実の概要】** Yとの間で締結された傷害保険契約(本件保険契約)の保険契約者兼被保険者であるAが交通事故(本件事故)により死亡したため、その妻であるXが本件保険契約に基づく死亡保険金の支払いを求めたのに対し、Yにおいて、本件保険約款所定の「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支払わない」旨の疾病免責条項の適用を理由に、Xの請求を争っている事案である。

**【理由の要旨】** 1 Aは、本件事故という外部からの作用により、糖調調節系の傷害を負い、その結果出血性ショックにより死亡したものと認められる。2 本件事故に疾病免責条項が適用されるためには、…Yは、Aの傷害(脳調調節系)がAの疾病により生じたことを主張立証する必要があるというべき【ところ】…上記傷害の直接の原因が本件事故であることは明らかであるから、…その間接的な原因とならば、本件事故を惹起した原因がAの疾病であることを主張立証するべきである【が】…疾病免責条項…に照らせば、Yのこのための主張立証としては、単にAに疾病の既往歴や薬因があるとの主張立証では足りず、特定の疾病による特定の症状のために本件事故が惹起されたこと的主張立証が必要であると解するのが相当である。3 Aは、本件事故直前に何らかの事情により、気を失っていた、あるいは昏厥ししていた可能性があることは否定できない【ところ】…Aは、糖尿病患者であり、たとえば空腹時(低血糖時)にインスリン注射をすれば、低血糖に伴う発作を起す可能性があることは否定できない【が】…Aが、本件事故当日の朝食を取らずに、インスリンを注射したことを示す的確な証拠もない【く】…本件事故直前、Aは気を失っていた可能性は否定できないもの、これが糖尿病に伴う低血糖による発作であったとは認められない【から】…本件事故は、Aの疾病により惹起されたものと認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

## No.4 甲株式会社と乙株式会社とが共同持株会社である丙株式会社を設立したが甲の普通株式1株に対して丙の普通株式が0.9株しか割り当てられなかった場合と甲株式会社代表取締役の同社の株主に対する会社法429条1項所定の損害賠償責任の有無 (消極)

平成23・9・29東京地裁民事第3部判決、平成22年(ワ)第26190号損害賠償請求事件、請求棄却【控訴】  
 <合議：福井章代裁判長>

**【判示事項】** 甲株式会社と乙株式会社とが共同持株会社である丙株式会社を設立したが、甲の普通株式1株に対して丙の普通株式が0.9株しか割り当てられなかった場合であっても、甲の代表取締役において、必要な情報の収集や分析を怠ったということができ、その意思決定の過程や内容が企業経営者として不合理、不適切なものであったということもできない判示の事実関係の下においては、同社の株主に対し、会社法429条1項所定の損害賠償責任を負わない。

**【当事者】** Xら(個人4名) 対 Y(個人)

**【事実の概要】** A(日本興亜損害保険株式会社)の普通株式を保有していたXらと、Aの代表取締役Yにおいて、AとB(株式会社損害保険ジャパン)と共同株式移転の方法により共同持株会社であるC(NKS Jホールディングス株式会社)を設立するにあたり、公正な株式移転比率を定めるべき任務を怠りまたは重過失により怠り、Aの普通株式1株に対してCの普通株式が0.9株しか割り当てられなかったため、損害を被ったと主張して、会社法429条1項に基づく損害賠償を求めている事案である。

**【理由の要旨】** Aは、特別な資本関係がなく、相互に独立した立場にあるBとの経営統合によって、コストを削減するとともに、今後の成長が見込まれる海外保険市場や生命保険事業に経営資源を投入し、グループ収益の向上を図ることを目的として本件株式移転を行ったものである【が】…このような独立した企業間の株式移転は、当事会社が互いにそれぞれの事業計画に基づいて将来の収支の状況や…経営統合の諸条件を合意することによって行われるものであるから、このような株式移転比率の合意には、将来にわたる企業経営の見通しやシナジーの予測等を踏まえた会社の経営者としての専門的かつ総合的な判断が必要となる【ので】…株式移転比率に関する合意の任務に当たる取締役の判断が善管注意義務に違反するようであれば、その判断の前提となった事実を認識する過程における情報収集やその分析に誤りがあるか、あるいは、その意思決定の過程や内容に企業経営者として明らかに不合理な点があることを要するものというべき【ところ】…このような見地に立てて本件についてみると…YがAの取締役として本件株式移転の移転比率を合意するに当たり、判断の前提となる事実を認識するために必要な情報の収集や分析を怠ったということもでき、また、その意思決定の過程や内容が企業経営者として不合理、不適切なものであったということもできないことは明らかである【から】…Yに善管注意義務違反となるべき任務懈怠があるということもできない。